

## 第4章

### 対外開放政策の展開

——「経済特区」から「沿海地区発展戦略」まで——

鄧小平時代の中国の内外政策は、対内的には「経済の活性化」、対外的には「経済の開放」によって特徴づけられる。後者の展開過程を整理することが本章の課題である。

#### 第1節 開放政策の第1ラウンド・その1

##### 1. 経済特区の設立

1979年2月15日、中国政府国務院は広東省宝安県（当時、現深圳市）に「輸出商品生産基地」を建設すること、そしてこのために国家予算から1億5000万元を投資することを決定した。この決定を受けて、広東省では早速その具体化計画に着手した。広東省のこうした動きは隣の福建省にも波及し、福建省もまたその研究に着手した。

5ヶ月後の1979年7月15日、広東省および福建省からそれぞれ輸出商品生産基地構想の検討結果が報告され、これらの報告に中共中央と国務院は「原則的に同意」した。この「同意」によって、両省は対外経済活動において「特殊な政策」と「弾力的な措置」を採ることができるようになった。

7月30日、全人代常務委員会第10次会議は「中華人民共和国外国投資管理

委員会」(主任谷牧)を設立し、「外国投資」の積極的受入れ方針を固めた。

10月4日には国務院直属の機関として、中国国际投資信託公司(董事長栄毅仁)が設けられている。

1980年5月、中共中央は当初「輸出商品生産基地」と構想していたものを「経済特区」と改称することを決定した。その理由は必ずしも明らかでないが、当時は台湾や韓国の「輸出加工区」との「本質的相違」が強調されていた。すなわち中国は社会主義体制であるから、資本主義体制のもとでの輸出加工区は作る必要がないというのがその理由であったごとくである。

8月26日、第5期全国人民代表大会常務委員会第15次会議は、広東省の深圳(旧宝安県)、珠海、汕頭、および福建省の廈門、の四つの地区に「経済特区」を設けるという国務院の提案を批准し、同時に「広東省経済特区条例」を批准した。この条例によって、正式に経済特区が生まれることになった。

経済特区はこのような経緯を経て発足したが、そのアイディアの生成過程について、ある論文はつぎのように指摘している。「鄧小平の提起した重要な主張や建議のうち、一部のものは誰かがある点について、あるいはある側面について提起していたものである。たとえば特区を設立する問題は当時ある人が香港付近のふさわしいところに輸出加工区を設立する構想を提起していた。沿海14都市の開放についていえば、当時は誰も提起していなかったが、対外開放のなかで沿海都市の役割を十分に發揮させるべきだとする意見はかねてから存在した」<sup>(1)</sup>。

特区は嵐の海への船出にも似ていた。まず第1にこうした「資本主義的方法」に対する異論が国内に根強かった。たとえば1981年8月のある文献は、こう述べている。すなわち「一部の同志は、懸念と疑惑をもち、経済特区には理論的根拠があるのか、マルクス・レーニン主義の原則と合致するのか否か、と異見を提起している」<sup>(2)</sup>。

経済特区の推進派は、ここでレーニンの外資導入政策を援用して、防戦に努めたのであった。曰く「レーニンは初めての社会主义国家の建設を指導する実践のなかで、外資を利用して社会主义に服務させる問題を提起した。レー

ニンはこう指摘している。『われわれの国家が経済上でまだ極めて薄弱なときに、どうしたら経済発展を加速できるであろうか。それはブルジョア階級の資本を利用することである。……社会主義を建設するためには、政治上で資本主義をたたきつぶすだけでは不十分であり、このほかに外国資本主義のすべてのよいものを利用し吸収することに巧みでなければならない。』レーニンの教えに基づいて、ソ連は1921年から外資導入を始め、26年には外国資本と215の割譲契約を結び、イギリス、アメリカ、日本などの資本主義国家と20～30年間のマンガン鉱山、金鉱山、石油協定を結び、26年までには64の合弁企業を起こしたが、これらは当時のソ連の国民経済の回復と発展に一定の役割を果たした』<sup>(3)</sup>。

1981年12月22日、保守派の長老陳雲は特区を牽制してこう発言した。

「広東、福建両省の深圳、珠海、汕頭、廈門の四つの市の一部の地区に経済特区を試行している（広東の全省が特区なのではない。福建も全省が特区というのではない）。いまはこれらだけでよく、増やしてはならない。むろん、委託加工、合弁経営はいま多くの地方でやっているが、特区はこれ以上増やしてはならない。委託加工の場合にわれわれ自身の產品を押しつぶすようなことがあってはならない。

広東、福建両省の特区と各省の対外業務は、経験を総括しなければならない。いまはまだ経験をしっかりと総括してはいない。江蘇省のようなところでは特区をやってはならない。特区の有利な面だけでなく、特区のもたらす副作用を十分に見極めなければならない。たとえば人民元と外国紙幣が同時に流通していると、人民元に不利であり、人民元に打撃を与える。人民元は『足が短く』、外国紙幣は『足が長い』からである。江蘇省浙江省一帯は歴史上投機活動が有名な地区であり、悪質分子も活動に慣れている。現在の第1の任務は経験をまじめに総括することである』<sup>(4)</sup>。

陳雲は1982年1月25日、経済特区についてこう批判した。「いま特区をやっているが、各省がみなやろうとしている。みな突破口を作ろうとしている。もしそうなれば、外国の資本家と国内の投機家がすべて登場して大いに投機

をやることになるので、そんなことをやるわけにはいかない。特区の第1の問題は経験を総括することである」<sup>(5)</sup>。

1983年秋、中共中央は反「精神汚染」キャンペーンを展開した。経済特区の関係者は震えあがったといわれる。なぜなら、「精神汚染」の汚染源が資本主義であるとすれば、その影響を最もひどく受けているのは、当然経済特区のはずだからである。誕生間もない経済特区は扼殺されるかにみえた。

鄧小平はこの直後広東省深圳、珠海両経済特区を訪れ（1984年1月24～29日）、深圳特区のためにつぎの題字を書いた。「深圳の発展と経験はわれわれが経済特区を樹立した政策が正しかったことを証明している」。

ついで福建省廈門経済特区を訪れ（2月7～10日）、「経済特区はもっと速くもっと立派にやろう」と題字を書いて、現地の指導者たちを激励した。

北京に帰った鄧小平は1984年2月24日、党中央の指導的幹部に対して、こう講話した。

「今回私は深圳を見たが、受けた印象は勢いよく発展している姿であった。深圳の建設速度はかなり速い。なかでも蛇口が速い。その原因は彼らに一定の権限を与えたことである。500万ドル以下の支出はみずから決裁できるようになっている。彼らのスローガンは『時は金なり、効率こそ命なり』である」。「経済特区は窓口である。それは技術の窓口であり、管理の窓口であり、知識の窓口であり、対外政策の窓口である」<sup>(6)</sup>。

この鄧小平発言、とりわけ後者の部分は「四つの窓口」論として、経済特区の性格を鮮明に浮かび上がらせた。以後、この「窓口」論が広く宣伝され、錦の御旗となった。

なお、開放政策の一環として、この間合弁企業法が制定され、IMFなどの国際機関にも加盟している。すなわち、

1979年7月1日、第5期全国人民代表大会第2次会議で「中外合資經營企業法」すなわち合弁企業法が採択され（7月8日公布施行）、外国資本の直接投資に門戸を開いた。

1980年4月、IMFは中国の代表権回復を決定し、翌5月には世界銀行理事

会が世界銀行、国際開発協会、国際金融公社における中国の代表権回復を決定した(なおアジア開発銀行への加盟は、台湾問題がからんで遅れたが、86年2月に実現した。87年4月の総会では理事国に選出された。これによって中国はすべての国際機関に復帰したことになる)。

## 2. 対外開放の第2段階——14都市の開放——

鄧小平は1984年2月24日の講話で、経済特区のほかに「いくつかの港湾都市、たとえば大連、青島」の対外開放にも言及している。この指示に基づいて、中央書記處と國務院は一部沿海都市の座談会を開いた(3月26日～4月6日)。

1984年4月6日、12日間にわたるこの座談会の結論として、14の沿海都市の対外開放が提案された。その14都市とは、北から南へかけて、大連、秦皇島、天津、烟台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、廣州、湛江、北海、である。

『人民日報』4月7日付けによれば、この座談会においては、沿海都市の開放の段取り、外資と技術の導入にかかわる政策問題が重点的に検討された。これら14都市のうち、一部には旧市街とは別に、「経済開発区」を建設し、インフラの整備に努め、合弁企業を誘致する案も提起された。なお、この座談会の記録の一部は、「沿海の一部都市座談会紀要(節録)1984年4月30日」として、『十二大以来(上)』および『十一期三中全会以来重要文献選読(下)』に収められている。こうして対外開放は第2段階に突入したとみてよい。

鄧小平が開放政策を急いだのはなぜか。ある論者はつぎの三つの理由に整理している<sup>(7)</sup>。

第1は世界経済の発展の趨勢の認識である。「現在の世界は開放の世界である」<sup>(8)</sup>、「いかなる国家も発達しなければならない。鎖国(原文「閉關自守」)は不可能である」<sup>(9)</sup>と鄧小平は述べている。

第2は中国の歴史を顧みたことである。鄧小平によれば、中国は長らく閉

関自守（鎖国）を続けてきた。たとえば明朝中葉からアヘン戦争まで300余年の歴史になる。たとえば康熙から数えれば、200年近くであるが、鎖国をやつた結果、「中国を貧窮、後進、愚昧、無知たらしめた」<sup>(10)</sup>のであった。1949年建国以後も「ある程度われわれはやはり鎖国してきたために、若干の困難がもたらされた。このほか、若干の『左』の政策がわれわれに災難をもたらした。とりわけ『文化大革命』がそれである」。「門を閉じて建設することはできない。発展できない」<sup>(11)</sup>。

第3は中国の経済の現実に対する認識である。中国の現代化にとっていくつかの困難があるが、最大の要因は資金不足、技術、管理の後進性である。鄧小平曰く「外国の資金の吸収は確かにわが国の社会主义建設の重要な補充である。今日から見ると欠くべからざる補充である」<sup>(12)</sup>。

これらの認識において、当時の中共中央の主流派指導者たちの考え方がほぼ一致していたとして、胡耀邦は「対外経済関係の問題について」(1982年1月14日)のなかでこう語っている。「およそ1972年から、わが国の対外経済関係の面で状況は変化し始め、局面は逐次打開され始めた。『四人組』粉碎以後、とりわけ11期3中全会以後、ようやく明確に全党に対して対外経済関係を大いに発展させる問題が提起された。これは鄧小平同志が提起したものだが、陳雲、李先念らの同志も完全に賛成している、たいへん遠見のある意思決定である」<sup>(13)</sup>。ここで胡耀邦が敢えて「陳雲、李先念」の名に言及している事実は、保守派の長老たる彼らが少なくとも当初は、異論を唱えていた事實を踏まえたものであろう。

黎青平の指摘する3点はそのとおりであろう。このほかに、香港1997年問題がかかわっていたであろうことは、鄧小平が84年6月22、23日に「一つの国家、二種類の制度」を語っていることから知られる<sup>(14)</sup>。

ともあれ、四つの経済特区に続いて、14都市の開放決定によって、「開放ムード」は大いに高まった。1984年後半にかけて、経済特区とりわけ深圳特区は大きく発展した。しかし、同時に問題も少くないことが明らかになってきた。

### 3. 経済特区の矛盾

1984年11月、國務院總理趙紫陽は、深圳と珠海を訪れ、外貨バランス問題を指摘している。つまり特区では、機械設備や原材料を輸入して加工しているのだが、その生産物は一部しか輸出されていないために、外貨獲得という特区本来の目的が達成されないと指摘したのであった。

1985年年初に、國務院副總理姚依林が深圳を訪問し、特区の実情を調査し「冷水を浴びせた」といわれるが、これは公表されていない。お忍びの調査であろう。姚依林は85年3月28日、香港の新聞記者とのインタビューにおいて「経済特区の生産物のうち、輸出されているものの比率は3分の1にすぎない」と指摘して、「輸出不足」を批判した。姚依林はその後、特区の実態についての詳細な報告をまとめ、政策の再検討を示唆した、と香港の新聞が伝えた。彼は「特区は国家の輸血に依存している」と指摘したとも伝えられる。

この前後、鄧小平もまた「開放政策をはき違えてはならない」と警告し、さらに1985年6月25日には「深圳特区は一つの実験である。成功することを希望するが、失敗したとしても教訓を得るだろう」(26日付け香港各紙)と語って、内外に衝撃を与えた。

鄧小平が「失敗」の一語を口にしたのはなぜであろうか。その一つは、經濟犯罪の横行である。たとえば外貨のヤミ取引、密輸出入がそれである。人民元の公定レートは当時1ドル当たり2.8元程度であった。しかし、ヤミ・レートは公定レートの約2~2.5倍、すなわち1ドルが6~7元もしていた。こうして買い集めたヤミ外貨は、自動車やラジカセ、カラーテレビ、はてはボールペンまで、さまざまな消費財を輸入するために使われた。

### 4. 海南島の自動車不正輸入事件

準經濟特区とされた海南島における自動車などの密輸事件はその典型で

あった。海南島では党委員会書記雷宇をはじめとして、島ぐるみの自動車不正輸入が行われた。「海南島は自動車の密輸で儲けている」との各地からの苦情や密告を放置できず、党中央は工作組を派遣して、問題の処理に当たらせた。中央紀律検査委員会の「海南島大量自動車輸入、転売など重大な違法乱紀事件についての報告」<sup>(15)</sup>は1984年1月1日から85年3月5日までの1年余りに、海南島当局が8万9000万台の自動車とテレビ、ビデオ、オートバイなどをヤミ外貨で輸入し、その後内陸に転売したいきさつを摘発している。

自動車の押収に対して海南島の港湾労働者はサボタージュで対抗し、政府は軍隊まで動員して自動車の移送を行ったと香港の新聞が報じた。この自動車の多くは日本製であり、この輸出を扱った香港商人のなかには倒産したものもある。

なお雷宇は党委員会書記を解任されたが、個人的な汚職はなく、身辺が清潔だったために、1987年秋に深圳市副市長に復活した。これは広東省に対して影響力をもつ趙紫陽の尽力によるところが大きいものとみられている。

## 第2節 開放政策の第1ラウンド・その2

### 1. 経済特区論争——外向型か二つの扇か

こうして開放政策に便乗した密輸入の横行はいまや政治問題化して、特区論争が巻き起こった。中国社会科学院副院长を務めるエコノミスト劉国光(当時中国社会科学院経済研究所所長も兼ねていた)は深圳特区の発展戦略を論じて、その「消極的開放派」の見解を明らかにした。

劉国光は深圳特区の発展段階を三つに分けた。すなわち1985年夏までの第1段階は「投資環境の整備」の段階にすぎなかった。そして90年までの第2段階において現在の「内向型経済」を「外向型経済」に転換し、その後の第3段階において「労働集約型の産業構造」から「技術・知識集約型の産業構

造」に転換させていく展望を語っている<sup>(16)</sup>。

この論文で劉國光は「外向型目標」について三つの指標を提起した。それは第1に、資金調達は外資を主とし、外資の比重を5～6割とすること、第2に製品は輸出を主とし、輸出比率を7割以上とすること、第3に外貨収支を黒字とすること、である。

ここで劉國光が「外向型」を強調するとき、彼が批判対象として意識しているのは、いわゆる「二つの扇」論であった。「二つの扇」論とは、経済特区が外に対して扇のカナメとなるだけでなく、「国内に対しても扇のカナメとなる」ように、経済特区を位置づける考え方である。すなわち、内地の產品を特区で「委託加工」して輸出したり、外国から部品を輸入して特区で組み立て、それを国内で販売することも特区では許される、という考え方が二つの扇論であり、これが批判されているわけである。

この意味では「二つの扇」論者は、いわば「開放積極派」であり、これを批判する劉國光は「開放消極派」と分類できる。広東省体制改革弁公室の理論家王琢によると、「二つの扇」論を提起したのは実は趙紫陽であり<sup>(17)</sup>、劉國光の批判は実は趙紫陽に向けられていたごとくである（趙紫陽の積極論はその後、沿海地区経済発展戦略として再度提起される）。

1985年12月、深圳市党委員会書記梁湘が「中央直属機關幹部大会」において、深圳経済特区を総括する報告を行った<sup>(18)</sup>。

これによると、投資の累計額は60億元、竣工面積は808万平方メートル、投資資金の源泉は外資導入20%、自己資金27%、内地の関連企業の投資12%、銀行融資30%、国家投資3%，その他8%となっていた。1985年10月現在の実績で、外資は契約ベースで31億ドル、実績ベースで8億4000万億ドルである。これは中国全体の外資導入額の7分の1に当たる。85年1～9月の経済特区の工業製品販売額は13億元であるが、このうち輸出比率は43%となっている。

この報告のなかでとくに興味深いのは、1984年末に趙紫陽が深圳を視察し、「対内的、対外的に二つの扇のカナメ」となるよう提起したとの一句である。

この内容こそ劉国光が批判した対象であった。

「全国經濟特区工作會議」(1985年12月25日～86年1月5日)は、両者の妥協に終わった。この閉会を伝えた『人民日報』は、一方では劉国光らの主張する「外向型經濟を樹立する目標に向かって」奮闘するよう呼びかけるとともに、他方では「よりいっそう国内、国外という二つの扇のカナメの役割を發揮する」よう指摘している<sup>(19)</sup>。つまり、この総括は対立する二つの意見を並記したものであった。

ここで注目されるのは、1985年後半の經濟特区論争を通じて(むろん、その背景にあるのは、84年10月の「經濟体制改革についての決定」である)，保守派あるいは改革消極派からの批判を受けて、改革派が積極論と消極論に分裂したことであろう。かつて劉国光は改革派の旗手の観があったが、これを契機として、陳雲寄りに軌道修正したようにみえる。

## 2. 第7次5カ年計画における「經濟特区、沿海開放都市、開放地区」の位置づけ

1986年4月12日、第6期全国人民代表大会第4次会議は、第7次5カ年計画案を採択した。この計画書第35章は「經濟特区、沿海開放都市、開放地区」についてこう書いている<sup>(20)</sup>。

經濟特区、沿海開放都市、開放地区は对外經濟貿易を発展させ、外資を利用し、技術を導入する面でとりわけ重要な任務を担っている。第7次5カ年計画期にこれらの都市と地区は国家計画の指導のもとで、重点的に段取りをもって建設と開発を進め、わが国对外開放の前線地帯としての役割をいっそく發揮するであろう。廣東、福建では引き続き特殊な政策と弾力的な措置を継続する。

### (1) 經濟特区

深圳、珠海、汕頭、廈門經濟特区は現有のインフラを完全にし、外資利用

プロジェクトの関連工程を重点的に行い、すでに展開している区域に力を集中して建設する。外資を積極的に吸収して、生産的プロジェクトとりわけ知識技術集約型プロジェクトを開発し、できるだけ早く国際市場で競争力をもつ輸出商品を創造し、工業を主とし、技術が先進的であり、外貨獲得のできる外向型経済を逐次形成し、技術の窓口、管理の窓口、対外政策の窓口の役割をよりいっそう發揮する。

## (2) 沿海開放都市

大連、秦皇島、天津、烟台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、湛江、北海など14の沿海開放都市と海南島は、各自の条件と特徴に基づいて、自己の優勢を發揮し、「外引内聯」を積極的に行い、段取りをもって重点的に对外経済貿易と技術交流を展開する。工業の基礎の比較的しっかりした都市では、現有の基礎に立脚してより早い歩みで先進技術を導入し、現有企業に対する技術改造と拡充を行う。同時に一部の新プロジェクトを建設し、新興産業を積極的に開発し、若干の異なる類型の、輸出商品生産を主とする基地を逐次樹立する。工業の基礎の比較的弱い都市では、インフラ建設を重点的に行い、外資を吸収でき、企業を作れる良好な投資環境を創造する。

沿海開放都市で経済技術開発区を作るには、力を量って行い、逐次行う原則を堅持し、一部を開発したらそれを建設し、そこから収益を挙げるようとする。技術開発を中心として、合弁企業、合作企業、全額外資企業を発展させ、わが国が必要としている先進的技術を導入する。

## (3) 沿海開放地区

揚子江デルタ、珠江デルタ、閩南三角区などの開放地区は貿易一工業一農業型の生産構造を逐次形成する。すなわち輸出の必要に応じて加工工業を発展させ、加工工業の必要に応じて農業とその他の原材料生産を発展させる。技術導入と技術改造をはじめに行い、產品の高級化を不斷に進め、輸出を増やして外貨獲得に努め、経済開放地区を对外貿易の基地とする。内地との經

済的連係をいっそう強め、内地経済の発展を引っ張る。

すべての開放都市と地区は新たな状況に適応し、改革の精神を貫徹し、管理をしっかりとつかまなければならない。社会主义精神文明の建設を大いにつかみ、資本主義思想と作風の浸食に抵抗し、職員労働者と住民が社会主义道德を保持するよう教育する<sup>(21)</sup>。

なお、第36章第2節「国際援助」の項で、つぎのような認識を示している。「『平等互恵、実際の効果を重んずる、形式は多様だが、共に発展する』という原則に基づいて、对外援助と援助受入れ工作を引き続き立派にやる。

第三世界の経済的困難の国家に対しては引き続きできるかぎりの経済技術援助を提供するとともに、对外援助の構造を合理的に調整する。援助プロジェクトの面ではすでに建設されたプロジェクトを強化するとともに、主として投資が少なく、役割が大きく、管理が容易で、援助受入れ国の人民の生活に密接な関連をもつ中小型のプロジェクトを引き受ける。プロジェクトの請負責任制を積極的に推進し、援助計画と援助資金の統一管理を強化する。

国連開発計画の各組織とその他の国際機構の経済技術合作を強化し、国際的な多角的二国間の援助受入れ工作をよりいっそう開拓し立派に行う。外国援助受入れの重点は、技術開発と知力開発のプロジェクトに置く。異なるチャネルの援助資金は統一的に配分し、総合使用し、関連計画と結びつける」<sup>(22)</sup>。

### 3. 合弁企業法実施条例の改正と外資企業法の採択

1986年1月27日付け『人民日報』は、国務院が「中外合弁企業法実施条例」の第100条を改正し、合弁期間が50年まで延長されたと報じた。また国務院が「合弁企業の外資バランス問題についての国務院の規定」を公布したことでも伝えた。

1986年3月の全国人民代表大会第4次会議で「外資企業法」が採択され、企業の設立条件として「先進的な技術および設備を採用するか、または製品

の全部あるいは大部分を輸出すること」と規定し、さらに「外資企業の国有化や接収を行わないこと」も明確にしている。「先進的技術」にこだわる中国側の動向に対して、先進国からは、むしろ中国の現実に適合した技術の導入に努めるべきではないかとの批判も行われた。

1986年8月7日、趙紫陽総理は河北省北戴河で、日本、アメリカ、西ドイツ、イギリスの石油化学工業および金融界の経済人との会見で、「中国の今後の四つの現代化建設で、資金が依然として大きな制約要素であるから、中国は各種形態の外国借款を歓迎し、外国企業が对中国投資を積極的に行い、合弁企業、合作企業、全額外資企業を設立するよう希望する」と述べるとともに、こう語った。「外国の財界人は、中国が潜在的容量の極めて大きな市場であり、賃金、土地使用料、各種サービス料をかなり低くすることができるを見なしている。しかし現在一部の外国企業は中国での投資コストはかなり高いと思い込み、いくぶん失望している。こうした事態を考慮して、中国はいま中国投資市場を外国投資家にとって魅力あるものとするために準備をしている。これによって進出企業の製品コストをかなり低くし、国際競争力をもたらせることができよう」。

この趙紫陽発言を受けて、1986年8月に国務院に「外国投資指導小組」が成立した<sup>(23)</sup>。この小組がその後「投資奨励条例」を作成した。86年9月25～28日、中共中央は12期6中全会を開いた。この会議では胡耀邦が提起しようとしていた「政治体制改革構想」が棚上げされ、逆に保守派の主導のもとに「精神文明決議」が採択された。学生たちはこの逆流に危機感を感じて、改革派支援のために街頭デモを展開したが、それは胡耀邦の失脚を早める結果となった。

#### 4. 外国投資奨励についての規定

1986年10月11日、国務院は「外国投資奨励についての規定」を公布した。同規定は製品輸出企業と先進技術企業に対して、労務費用、土地使用料の引

下げ、所得税の減免など、多くの面で特別に優遇することをかたつている<sup>(24)</sup>。この規定は、従来の投資奨励策の欠点を補正すべく提起されたものであるが、その効果は胡耀邦辞任問題のために吹き飛ばされてしまった感がある。

1986年11月27日、国務院労働人事部は「外資系企業の人員採用の自主権および従業員の賃金、保健料、福利費についての規定」を定めたと『人民日報』が報じた。この規定は外資系企業の雇用自主権を保証したものである。

ついで11月29日付け『人民日報』は「外資系企業が製品輸出契約を履行するために輸入する材料部品に対する中華人民共和国税関の管理規則」を公表している。

1987年3月1日、「合弁企業の投下資本と投資総額の比率についての暫行規定」を『人民日報』が報道した。

8月27日付け『人民日報』は国家外貨管理局が「対外債務統計監視暫行規定」を公布し、中国が初めて対外債務を公表することになったと伝えた。

## 5. 胡耀邦辞任に伴う開放政策の動揺

1987年1月の胡耀邦辞任以後、中国の政治の潮流は、保守派優位に転換し、2～4月は改革路線が宙に浮くかにみえた。これに対して、5月13日、趙紫陽が「中共中央宣伝工作会议」で講話したのを契機として、改革派の反撃が始まり<sup>(25)</sup>、7月1日付け『人民日報』は鄧小平の「党と国家の指導体制の改革について」(80年8月18日)を「再発表」することによって政治改革ムードを盛り上げ、第13回党大会の基調を「改革と開放」にすべく保守派路線からの軌道修正を行った。

### 第3節 開放政策の第2ラウンド・第13回党大会以後

#### 1. 第13回党大会における「改革と開放」の再確認

1987年10月25日～11月1日の第13回党大会において、政治報告に「社会主义初級段階論」を盛り込み、改革と開放の路線を確認することに成功した趙紫陽は、87年11月下旬に上海、浙江、江蘇、福建などの沿海地区省市を視察して、「沿海地区経済発展戦略」についての「重要意見」を発表した。これはのちに88年1月23日付け『人民日報』に掲載された。このなかで趙紫陽は「投資環境のよしあしのうち、最も重要なのは投資者が儲かるか否かである」と喝破している。そしてそのカギは「外国資本が直接企業を管理することを認める」とあり、彼らの管理権を尊重することだと明言している。彼はまた「外資に企業管理を許すことは主権の喪失である」と見る考え方を「正しくない観点である」と斥けている。趙紫陽のこうした見解は、中国の投資環境に対して、いま一つ不満を抱き、投資をためらっている外資に対して大胆に譲歩し、外資導入を促進しようとするものであろう。この意味では、趙紫陽の「沿海地区経済発展戦略」は中国の開放政策が第2段階に突入したことを見出していると判断できる。

つまり、開放政策は1979年から始まったが、本格的な開放政策になったのは84年以来のことである。そして85、86年の前進を経て、87年に大後退があり、87年秋の第13回党大会以来再び活発化した。

#### 2. 開放政策の第2ラウンド

この第2ラウンドを特徴づけるとすれば、つぎの2点であろう。一つは第1ラウンドにおいては、まだ指導部内部に保守派に代表される反対派を抱えていたために、大胆な開放政策の展開には限界があった。しかし、第13回党

大会以後、指導部の人事は基本的に改革派によって占められ、この意味では開放政策を推進しやすくなつたことが一つである。もう一つは、第1ラウンドにおける「腰だめ」的開放政策の限界を反省しつつ、合弁企業法などの投資奨励法を形式的に整えるだけでは、投資環境として不十分であることを自覚し、外国の投資者が儲かるような受け入れ体制が必要だとする認識を示したところに趙紫陽講話の重要な意味がある。

こうして中国は第1ラウンドの開放政策の反省のうえに、より実質的な開放政策に踏み切ろうとしたのであるが、ここにインフレという思わぬ伏兵が登場した。

1989年1月、國務院外資工作指導小組のメンバーが異動し、組長田紀雲、副組長甘子玉国家計画委員会副主任、沈覓人对外經濟貿易部副部長、何椿林國務院副秘書長、顧問周建南前副組長となった。他のメンバーは項懷誠財政部副部長、程連昌人事部副部長、嚴忠勤労働部副部長、劉鴻儒中國人民銀行副行長、王德衍中国銀行行長、戴傑税関総署署長、金鑫国家稅務总局局長、田樹幹国家工商行政管理局副局长、李培伝國務院法制局副局长、凌則提国家外國為替管理局副局长である。指導小組の事務局は經濟特区弁公室におかれ。なお、この指導小組は86年7月に設置されたもので、主な任務は、①外資の利用方針、政策、計画および重要な措置について研究し、國務院に意見を提出する、②各地区、各部門の外資利用の活動を督促、検査し、重要問題を調整、仲裁、解決する、③関係部門を組織して、調査、研究を強め、外資利用のマクロの指導を行う、④関係部門の渉外經濟の立法と司法活動を督促する、などである。これまでの組長は谷牧であった。

### 3. 中国の援助認識の転換

中国では1989年年頭になって、ようやく援助についての認識が深まり、「純被援助国」である事實を率直に認め、「純被援助国であることは、中国のような発展途上国の地位にふさわしい」と認識するに至った。『人民日報』記者張

毅の解説記事は、つぎのように報道している。

「1986年から今日に至るまで、わが国の対外援助支出はわが国が受け入れたバイラテラル、マルチラテラル援助（「双边、多边援助」）よりも少ない。わが国は実際にはすでに純被援助国（「净受援助国」）になっており、これはわが国のような発展途上国家の地位にふさわしい。」

開放政策を実行して以来、わが国は国連発展計画との多角的協力（「多边合作」）およびその他の二国間協力（「双边合作」）のなかで、『供与もあり、授与もあり』（「有給有取」）の方針を採用し、適当な援助を行うとともに援助を受け入れてきた。統計によれば、72年から87年までに、わが国は国連発展計画に2911万人民元および外貨2341万ドルを拠出した。79年から87年にかけて对外経済貿易部の管理する部分のみで国連から受けた実際援助額は3億ドルを超えている。もし世界食糧計画署とFAOの援助を加えれば、数字はもっと大きくなる。

1981年からわが国は友好国家の政府の提供する無償経済技術援助を受けているが、主として以下の国々である。日本国は毎年約60億～70億円を無償援助している。西ドイツは一般に7000万～8000万マルクである。カナダは毎年約4000万カナダ・ドルを援助している。オーストラリアは毎年約2000万オーストラリア・ドルである。総額は1億ドルを超える。

これらの多角的、二国的援助資金を利用して、わが国はすでに600余りのプロジェクトを配置しており、一群の先進技術設備を導入し、一群の専業人員を訓練し、わが国の経済と社会の一部の領域の発展を促し、若干の技術的難題を解決した」<sup>(26)</sup>（傍点は引用者）。

この記事は全文26行である。この率直な記事に対する反発を考慮したためと推測されるが、3日後の『人民日報』は中国の对外経済援助について、これよりも8割も長い47行の解説記事を書いている。

「1979年以来の10年間に、中国は实事求是、力を量って行う原則に基づいて、对外経済技術援助の規模、配置、構造を合理的に調整し、建設プロジェクトの成果を固めることに力を入れてきた。現在中国の援助を受け入れた国

家は80余りに達している。中国の対外援助工作は第三世界の友好国家が民族経済を発展させるのを助けるために新たな貢献をし、国際事務のなかで積極的役割を果たしている。

10年来、中国の対外援助工作が切り開いた新局面は主として四つの面に現れている。(1)中国の対外関係の発展に伴い、64の旧援助国に引き続き援助を提供すると同時に、24の新援助国に援助を提供し、最貧国(「最不発達国家」)に対する援助をいっそう強化した。1984年から88年までに34の最貧国に新たに提供した援助資金(「援款」)と実際の交付額(「実際交付額」)は、79年から83年までのそれと比べて、それぞれ63%, 46%増加した。同時に援助構造を調整し、コンプリート・プロジェクト(「成套項目」)、技術援助、知力援助の比重を向上させた。10年間にこの面の援助支出は経済技術援助総支出全体の74%を占め、70年代の前8年〔1970~77年〕の比重の2倍となった。

(2)数年来、伝統的方式の援助をやると同時に二国援助と国連機関の多角的援助の結合を採用してきた。双方が共同して出資し、中国が専門家を派遣して実施を組織するもの、援助と請負工程の展開を結合し、被援助国があるる発展プロジェクトを実施するのを助けるもの、援助によるコンプリート・プロジェクトの完成後、過去の単なる技術合作から中国専門家の経営管理参加に発展したもの、などである。

(3)10年来、中国は67国家の335のコンプリート・プロジェクトを援助してきた。そのうち一部の大中型プロジェクトは経済と社会に対する効果が顕著である。投資が少なく効果の早く出る小型プロジェクトも良い効果を發揮している。

(4)1960年代と70年代に中国は第三世界国家を助けて大量のコンプリート・プロジェクトを建設した。このうち多くの生産的プロジェクト(「生産性項目」)は経済的効果を挙げた。しかし、中国の専門家が帰国した後、被援助国で管理人材が欠けており、経営管理がよくないなどの原因のゆえに、一部の企業は生産が正常でなく、あるものは長期に欠損であった。82年以後、われわれは経験を総括し、プロジェクトの成果を固める工作を新プロジェクトの援助

と同等の位置に置いて、275の完成プロジェクトに対してさまざまな技術合作と管理合作を行い、多くのプロジェクトの経済的・社会的効果を発揮した。一部のプロジェクトは速やかに黒字になり、生氣を取り戻した」<sup>(27)</sup>（傍点は引用者）。

この記事もかなり興味深い。この記事の主語を「中国」でなく、「中国に対する援助供与国」として読めば、中国が援助をいかに受け入れようとしているかを理解できよう。とりわけ傍点部分などは、中国の自己批判として読むことができるはずである。

#### 4. 沿海地区と内陸地区の均衡のとれた発展のために

沿海地区と内陸地区の均衡のとれた発展を追求することは相当に困難な課題である。ここでは1986年末の資料に基づいて、1人当たり地域格差の大きさを示しておくこととする（第1表）。

#### 結びに代えて

趙紫陽の沿海地区経済発展戦略は、一つには、おりからのインフレと結びつけて論じられ、他方ではもともと大きい地域格差をいっそう拡大するものとして、大きな議論を呼んだ。これらの批判に対して、『人民日報』は7回にわたって評論員論文を連載し、この戦略の狙いを説明し、また批判に応えた<sup>(28)</sup>。その後、13期3中全会を契機とした調整政策への移行によってこの戦略は棚上げになったかに見えたが、鄧小平、趙紫陽らは経済調整政策のなかでも、この戦略は続けると強調している。たとえばつぎの発言がそれを示している。すなわち10月5日、鄧小平がケニア大統領に対して、10月23日、田紀雲が青島で、11月2日、趙紫陽が外国企業家に対して、11月4日、趙紫陽が『日本経済新聞』シンポジウム出席者に対して、12月2日、趙紫陽が全国

第1表 1人当たり所得の地域格差  
(単位・元, 人/キロメートル)

地域	地域区分	1人当たり国民所得	人口密度
上海市	沿海地区	3,471	2,132
北京市	沿海地区	2,130	583
天津市	沿海地区	2,040	749
遼寧省	沿海地区	1,299	252
江蘇省	沿海地区	1,064	633
浙江省	沿海地区	1,042	410
黒竜江省	中部地区	997	74
広東省	沿海地区	897	292
吉林省	中部地区	823	131
湖北省	中部地区	805	281
山東省	沿海地区	770	527
新疆自治区	西部地区	740	9
青海省	西部地区	698	6
山西省	中部地区	682	179
河北省	沿海地区	673	301
福建省	沿海地区	672	232
内蒙古自治区	中部地区	632	187
寧夏自治区	西部地区	616	65
湖南省	中部地区	603	275
安徽省	中部地区	599	406
甘肃省	西部地区	570	54
西藏自治区	西部地区	551	2
江西省	中部地区	543	222
河南省	中部地区	540	495
陝西省	西部地区	531	163
四川省	西部地区	515	186
雲南省	西部地区	453	92
広西自治区	沿海地区	450	174
貴州省	西部地区	406	180
海南省	沿海地区	資料なし	
全国(平均)		746	111

(出所) 『中国統計年鑑』北京, 中国統計出版社, 1988年, 55頁。

計画会議で、12月3日、趙紫陽が沿海地区対外開放工作座談会でそれぞれ沿海地区経済発展戦略を強調している。ただし、ここで再度強調されている沿海地区経済発展戦略と年初に趙紫陽が提起した構想とは、かなりニュアンスを異にしている。インフレ、経済調整にもかかわらず、「改革と開放」の旗を下ろすことではないと、シンボルとして高く掲げているように観察される。

さて、1989年春、中国では学生を中心とする民主化運動が発生し、中国政府は6月3～4日、これを武力鎮圧した。この間戒厳令体制は5月20日から90年1月10日まで足かけ8カ月に及び、この間、開放政策は事実上宙に浮いた。

むろん4中全会公報<sup>(29)</sup>は、武力鎮圧以後も「政策の不变」を強調し、「改革開放の堅持」を繰り返し、この基調は5中全会（1989年11月6～9日）公報においても継承されている。これに対して西側は戒厳令解除を経済協力再開の前提として中国政府に圧力をかけてきた。経済引締めおよび西側の事実上の経済制裁のなかで経済危機に陥った中国政府は、ついに90年1月10日戒厳令解除を発表した。開放政策の導入の経緯を見れば明らかのように、中国経済の近代化のためには開放政策は不可欠である。それゆえ開放政策は曲折はあってもいすれは政変以前の状態まで活発化するものとみられるが、中国の国内的危機（経済的、政治的）と東欧情勢の激変のなかで、短期的にはきわめて不透明な状況が続いているのが現状である。

4中全会公報は「四つの基本原則の堅持」は「立国の本」であり、「改革開放の堅持」は「強国之道」であるとして「二つの基本点」論を堅持している。しかし、この「二つの基本点」論には深刻な矛盾がある。胡耀邦、趙紫陽と総書記が相次いで失脚し、いずれも「四つの基本原則の堅持」をおろそかにしたことが罪状とされている。この事実は「二つの基本点」の一方に偏向することなく、バランスをとることの難しさを教えている。

ポスト鄧小平時代においては、この矛盾は「改革開放」に傾斜した形で解決されるほかないであろう。

[注] —————

- (1) 黎青平「鄧小平与我国新时期对外政策」(『党史研究』1986年第4期)。
- (2) 中共深圳市委办公厅编『深圳特区发展的道路』北京, 光明日報出版社, 1984年, 16頁。
- (3) 同上書, 16頁。
- (4) 陳雲「經濟建設的幾個重要方針」(『陳雲文選(1956~1985)』北京, 人民出版社) 276~277頁。
- (5) 陳雲「加強和改進經濟計劃工作」(同上書) 280頁。
- (6) 鄧小平「關於經濟特区和增加对外开放城市問題」(『建設有中国特色的社会主义(增訂本)』北京, 人民出版社, 1987年) 40頁。
- (7) 黎青平, 前掲論文。
- (8) 鄧小平の1984年6月30日の講話「建設有中国特色的社会主义」(鄧小平, 前掲書に所収)。
- (9) 鄧小平の1984年10月22日の講話「在中央顧問委員会第三次全体会議上の講話」(同上書に所収)。
- (10) 鄧小平の1984年6月30日の講話(同上書に所収)。
- (11) 同上。
- (12) 同上。
- (13) 中共中央文献研究室『三中全会以来』北京, 人民出版社, 113頁。
- (14) 鄧小平「一個國家, 兩種制度」(鄧小平, 前掲書に所収, また『十二大以来』, 『十一期三中全会以来重要文献選別』[下] にも収められている)。
- (15) 『人民日報』1985年8月1日。
- (16) 『人民日報』1985年8月10, 12日。
- (17) 王琢「關於經濟特区若干問題的探討」(『人民日報』1985年10月7日)。
- (18) 『經濟日報』1985年12月11日。またその要旨は『人民日報』1985年12月13日にも転載された。
- (19) 『人民日報』1986年1月7日。
- (20) 國家計画委員会『中華人民共和国国民经济和社会发展第七个五年计划(1986~1990)』北京, 人民出版社, 1986年, 151頁。
- (21) 同上書, 149~150頁。
- (22) 同上書, 151~152頁。
- (23) 『文匯報』1986年8月11日。
- (24) 『人民日報』1986年10月12日。
- (25) この会議の講話記録は『人民日報』1987年7月10日に掲載された。
- (26) 「我国已成为净受援国」(『人民日報』1989年1月4日)。
- (27) 葉如根「我国对外经济援助出现新局面」(『人民日報』1989年1月7日)。

- (28) 『人民日報』1989年5月19, 21, 23, 25, 27日, 6月3, 25日。
- (29) 『人民日報』1989年6月25日。

### 【年表】 政策の展開過程

資料は『新華月報』、『中華人民共和国大事記(1949-1980)』、『中華人民共和国大事記(1981-1984)』、『中国経済体制改革紀事』による。

#### 1978年

- 8月12日 日中平和友好条約調印。
- 10月22～29日 鄧小平副総理訪日、中国に向けてテレビ中継。
- 12月16日 米中国交回復(79年元旦)を公表。

#### 1979年

- 1月23日 中共広東省委員会が宝安県を深圳市に改組し、省直轄市とすること、中共深圳市委員会を設立することを決定。
- 1月31日 中共中央、國務院が深圳市蛇口に工業区を設立し、香港招商局に建設権限を与えることを決定。
- 2月15日 國務院が広東省深圳市に「輸出商品生産基地」を建設することを決定。
- 3月6日 中共深圳市委員会が「辺防経済を発展させることに関する若干の規定」を公布。
- 7月1日 第5期全国人民代表大会第2次会議で「中華人民共和国中外合資經營企業法」(合弁企業法)を採択し、7月8日から施行。
- 7月15日 広東省および福建省から輸出基地の問題についての検討結果が報告され、中共中央と國務院が深圳、珠海、汕頭に「輸出特区」を作ることに「原則的に同意」。
- 7月30日 第5期全人代常務委員会第10次会議、「中華人民共和国外国投資管理委員会」(主任谷牧)の設立を決定。
- 10月4日 中国国際投資信託公司成立(董事長榮毅仁)。
- 12月5～9日 大平正芳首相、中国を訪問、第1次円借款供与を約束。

#### 1980年

- 3月4～15日 経貿部、全国対外経済工作会议開く。

5月 中共中央は当初「輸出商品生産基地」と構想していたものを「経済特区」と改称することを決定した。

5月27日～6月1日 華国鋒主席訪日。

6月30日～7月1日 國務院、北京で海南島問題座談会開く。

7月36日 國務院「中外合弁企業登記管理弁法」公布。

8月26日 第5期全国人民代表大会常務委員会第15次会议、「広東省経済特区条例」を制定し即日公布。同日、省内の深圳、珠海、汕頭に経済特区を設立することを公布。

9月10日 第5期全国人民代表大会第3次会议で「中華人民共和国中外合資經營企業所得税法」「中華人民共和国個人所得税法」を採択し、即日施行。

11月28日 中共深圳市委員会、「深圳市農村で特殊な政策、柔軟な措置を実行することにかかわる問題についての暫行規定12ヵ条」を公布。

12月14日 財政部「中華人民共和国個人所得税法施行細則」「中華人民共和国中外合資經營企業所得税法施行細則」を公布。

12月18日 國務院「外国為替管理暫行条例」を公布。

#### 1981年

春 プラント・キャンセル事件。

3月13日 「合弁企業への貸出し処理の暫行弁法」を國務院の批准を経て、中國銀行が公布。

5月27日～6月1日 國務院、北京において「広東省、福建省および経済特区の工作会议」を開催。

10月15日 厦門経済特区湖里輸出加工区起工、総面積は2.5平方キロメートル。

11月24日 中国国際信託投資公司が日本で私募債100億円発行するのを國務院が批准。中国初の外国での債権発行。

11月26日 第5期全国人民代表大会常務委員会第21次会议、広東省、福建省人民代表大会および常務委員会に対して所属経済特区にかかわる経済法規の制定権限を授与。

12月22日 保守派の長老陳雲が経済特区を牽制する発言を行う（「経済建設のいくつかの重要な方針」〔『三中全会以来』所収〕）。

12月24日 広東省全人代常務委「広東省経済特区の入境出境人員管理暫行規定」「広東省経済特区企業登記管理暫行規定」「広東省経済特区企業労働賃金管理暫行規定」「深圳経済特区土地管理暫行規定」を公布。いずれも82年元旦から施行。

#### 1982年

1月1日 国家外国為替管理總局「個人の外国為替申請に対する審査施行細則」「個人の外国為替管理施行細則」を公布。

- 1月15日 国務院が北京、天津、上海、遼寧、河北、山東、浙江、廣西など沿海9省市自治区对外經濟工作座談会を開いたと新華社が報道。
- 2月21日 財政部「外国企業所得税法施行細則」を公布。
- 3月13日 工商行政管理总局「中外合資經營企業の登記費用納入基準についての暫行規定」を国務院が批准。
- 4月1～8日 深圳市政府「深圳經濟特区の社会経済発展計画大綱」審査の会議を開く。
- 5月26日 深圳市政府「深圳經濟特区における近数年の工業発展要綱（1982～85）」を公布。
- 5月28日 深圳經濟特区に株式制有限公司を作り、赤湾港を建設することを国務院が批准。
- 7月26日 中国、教科書検定問題で日本政府に抗議。
- 9月16日～10月1日 鈴木善幸首相訪中、教科書問題落着。
- 9月21日 国務院「合弁、合作プロジェクトの徵税問題についての通知」。

#### 1983年

- 5月1日 経済特区に投資する台湾同胞を優遇することを国務院が決定。
- 5月16日 国務院「上海市の外国貿易の自主権拡大についての決定」。
- 6月26日 鄧小平「中國大陸と台灣の平和的統一の構想」（『建設有中国特色的社会主義（[増訂本]）』）。
- 7月8日 鄧小平「外国の知力を利用しよう」（『建設有中国特色的社会主義（[増訂本]）』）。
- 7月11日 中共中央、国務院が海南島開発の加速を決定（すでに4月に「海南島の開発建設を加速する問題についての討論紀要」を批准、下達している）。
- 7月27日 珠海經濟特区を拡大し、総面積を6.81平方キロメートルから14.1平方キロメートルとする広東省案を国務院が批准。
- 8月1日 国家外国為替管理局「華僑企業、外資企業、合弁企業の外国為替管理施行細則」を国務院が批准し、即日施行。
- 9月20日 国務院「中華人民共和国中外合資經營企業法実施条例」を公布（79年に公布した合弁企業法に対する補充説明）。
- 10月11～12日の12期2中全会以後、中共中央は反「精神汚染」キャンペーンを展開し、經濟特区の関係者は震えあがった。
- 11月23～30日 胡耀邦總書記訪日。
- 11月27日 国務院、大連市の技術導入管理権限拡大を批准（外資を直接利用して技術改造することについて、大連市は遼寧省と同じ権限をもつ）。
- 11月 深圳市労働服務公司を設立。

## 1984年

- 1月24～29日 鄧小平、王震、楊尚昆らが廣東省深圳、珠海經濟特区を視察。26日、鄧小平は深圳特区のために「深圳の発展と経験はわれわれが經濟特区を樹立した政策が正しかったことを証明している」と題字を書く。
- 2月1日 海関総署などが「中外合作經營企業の輸出入貨物の監督と税の減免についての規定」を制定。
- 2月7日 広東省人民政府「深圳經濟特区涉外經濟契約規定」「特区技術導入暫行規定」を公布。
- 2月7～10日 鄧小平は廈門經濟特区を視察して、「經濟特区をもっと速くもっと立派にやろう」と題字を書く。
- 2月24日 鄧小平「經濟特区と對外開放都市を増やす問題について」(『建設有中国特色的社會主義〔増訂本〕』)。
- 3月3日 全國外國貿易工作会議を開き、貿易管理権限を經貿部に集中させ、統一指導を行うことを決定。
- 3月23～26日 中曾根康弘首相訪中、第2次円借款供与約束、日中友好21世紀委員会発足。
- 3月26日～4月6日 中共中央書記處、國務院「沿海部分都市の座談会」を開く(14沿海都市の開放を決定)。
- 4月10日 深圳經濟特区の人事制度と賃金制度を全省に広げることを廣東省政府が決定と『人民日報』が報道。
- 6月22、23日 鄧小平「一つの国家、二つの制度」(『建設有中国特色的社會主義〔増訂本〕』)。
- 7月11日 14沿海開放都市の責任者の談話を新華社電が伝える。
- 7月12日 國務院の責任者が沿海14都市開放の若干の政策について新華社記者に答える。
- 7月14日 福建省第6期全人代常務委第8次会議「廈門經濟特区入境出境人員管理規定」「廈門經濟特区企業登記管理規定」「廈門經濟特区労働管理規定」「廈門經濟特区土地使用管理規定」を採択。「廈門經濟特区技術導入規定」「廈門經濟特区と内地の經濟連合の規定」を批准。
- 7月17日 中国人民銀行深圳特区支店が特区中央銀行の機能を担うことになる。
- 7月24日 沿海開放都市經濟技術開發總公司設立(北京)。
- 8月1日 深圳經濟特区管理線(通称第2線)の管理を実験的に開始。
- 8月12～16日 万里、谷牧、李鵬が大連を視察。
- 8月16日 沿海開放都市の技術導入と技術改造の加速を万里が大連で宣言。
- 8月17日 国家工商行政管理局、外資企業の登記権限をすべての經濟特区、14沿海都市、海南行政区に拡大することを國務院が批准(これまで廣東省、福建省、広州、深圳のみにこの権限が与えられていた)。

- 9月3～15日 谷牧（中央書記處書記、国務委員）が烟台と青島を視察。
- 9月24日～10月8日 日中青年友好交流で3000人の青年が訪中。
- 9月25日 国務院「大連市をよりいっそう対外開放し、エネルギー、交通を建設する問題についての会議紀要」を批准、下達。
- 9月26日 中英両国、香港問題についての合意文書に仮調印（正式調印は12月19日）。
- 10月3日 鄧小平「香港の繁栄と安定を保持しよう」（『建設有中国特色の社会主义（増訂本）』）。
- 11月6日 深圳特区で交通、郵電の管理体制を「地方管理を主とし、条条の指導を従とする」ことにした。郵電部は4項目の措置をとり、開放都市と経済特区を支持したと『人民日報』が報道。
- 11月8日 全国の大都市のなかで最も早く特殊政策を実行した広州市の状況を『人民日報』が報道。
- 11月15日 国務院「経済特区と14港湾都市の企業所得税と工商税の減免についての暫行規定」を公布。
- 11月下旬～12月上旬 趙紫陽（総理）が広州、佛山、順徳、新会、江門、中山、珠海、深圳、東莞、上海、嘉定、無錫、沙洲を視察と新華社12月25日電が伝える。

#### 1985年

- 1月19日 深圳特区の1人当たり国民収入が1000ドルを超えたと『経済参考』が報道。
- 1月25～31日 国務院「長江、珠江三角洲、閩南三角地区座談会」を開く。
- 年初 国務院副総理姚依林が深圳特区の実情を調査し、冷水を浴びせる。
- 3月4日 鄧小平「平和と発展は現代世界の二大問題である」（『建設有中国特色の社会主义（増訂本）』）。
- 3月21日 第6期全人代常務委員会第10次会議「中華人民共和国涉外経済合同法」を採択。
- 3月28日 姚依林が香港の新聞記者に対して「経済特区の生産物のうち、輸出されているものの比率は3分の1にすぎない」と「輸出不足」を批判した。
- 4月1日 国務院特区弁公室主任何椿霖、84年末現在の特区の実績を香港記者に語る。
- 4月2日 国務院「経済特区の外資銀行、合弁銀行管理条例」を公布。
- 6月25日 鄧小平が「開放政策をはき違えてはならない」と警告。「深圳特区は一つの実験である。成功することを希望するが、失敗したとしても教訓を得るだろう」と語る。
- 8月1日 鄧小平「特区経済は内向型から外向型へ転換させよ」（『建設有中国特色の社会主义（増訂本）』）。

- 8月1日 「海南島の自動車輸入、転売など物資問題についての調査報告」を中共中央、國務院が批准したと『人民日報』が報道。
- 8月10、12日 『人民日報』に劉国光論文（「深圳特区の発展戦略目標」「深圳特区の発展は新たな戦略段階に直面する」）を掲載（4月23日深圳市で行った学術報告）。
- 9月18日 中曾根康弘首相の靖国神社公式参拝に抗議して北京で学生デモ起る。
- 9月 日本製品「欠陥」問題起る。
- 10月7日 王琢「経済特区の若干の問題についての検討」（『人民日報』に掲載〔劉国光論文批判〕）。
- 12月25日 経済特区工作会議が深圳で開かれる。深圳市党委員会書記梁湘が「中央直属機関幹部大会」において、深圳経済特区を総括する報告を行う（『経済日報』1985年12月11日、要旨は『人民日報』12月13日にも転載）。

#### 1986年

- 1月15日 國務院「中外合弁企業の外貨均衡問題に関する規定」を公布。
- 2月17日 珠江デルタが勢いよく発展と『人民日報』が報道。
- 3月25日～4月12日 第6期全国人民代表大会第4次会議、「中華人民共和国外資企業法」採択。
- 3月28日 中国人民銀行と日本大蔵省との間に、東銀、三和、拓銀の深圳支店設立について合意（5月16日開店）。
- 4月1日 深圳経済特区の「管理線」（有刺鉄線）を正式に使用開始。
- 4月10日 谷牧國務院委員、経済特区通貨の発行問題を棚上げと声明（特区通貨をめぐる議論は鎮静化）。
- 4月12日 全人代4次会議「外資企業法」を採択。
- 7月 國務院外資工作指導小組（組長谷牧）が成立
- 7月23日 深圳特区の1986年体制改革の任務を『中国経済体制改革』が報道。
- 8月20日 大連で11項目の横向き経済連合優遇措置を制定と『経済日報』が報道。
- 11月21日 日本深圳協力会、東京において設立される。
- 12月30日 鄧小平「旗幟鮮明にブルジョア自由化に反対せよ」『建設有中国特色的社会主义（増訂本）』

#### 1987年

- 1月16日 胡耀邦總書記辞任、胡耀邦非難の一つに対日政策が含まれる
- 1月13日 鄧小平「妨害を排して、改革開放政策を断固として執行せよ」『建設有中国特色的社会主义（増訂本）』
- 2月6～10日 特区工作会議、深圳で開く。
- 2月7日 『人民日報』4経済特区の1986年の成果を報道。

- 3月1日 国家工商行政管理局「中外合資經營企業の登録資本と投資総額の比例についての暫行規定」公布。
- 9月15日 陳禹山、雷偉「希望の窓——蛇口工業区の改革開放の紀実」(『人民日報』)。
- 10月19日 国家計画委員会「中外合資、合作經營企業の產品の以産頂進の弁法」を國務院が批准。
- 12月30日 経貿部「中外合資經營企業の各パートナーの出資についての若干の規定」を國務院が批准。

#### 1988年

- 1月5日 李徳来(『經濟日報』記者)「新たな重大な選択——國際大循環に加わる經濟發展戦略の提起を記す」(『經濟日報』)。
- 1月13日 李灝(深圳市委員会書記、市長)「深圳特区は改革開放のなかで前進する」(『紅旗』87年20期)。
- 1月16日 林若(廣東省委員会書記)「廣東の改革開放の回顧と展望」(『紅旗』83年2期)。
- 1月 趙紫陽が「沿海地区經濟發展戦略を語る」(『人民日報』88年1月23日)。
- 2月1日 趙爾均(廈門市市長)「廈門經濟特区を立派に建設しよう」(『紅旗』88年3期)。
- 3月4～8日 國務院、沿海地区对外開放工作会议を開く。谷牧、田紀雲が講話。
- 3月7日午後、中南海懷仁堂で座談会。
- 4月13日 第7期全国人民代表大会第1次会议、海南省昇格、海南經濟特区の設立を決定。
- 4月13日 第7期全国人民代表大会第1次会议「中華人民共和國中外合作經營企業法」を採択、公布。
- 4月18日 甘子玉(国家計画委副主任)「沿海地区發展戦略を実施するいくつかの関係の問題」(『經濟工作通訊』88年11期、『新華月報』88年7期)。
- 5月19、21、23、25、27日、6月3、25日 『人民日報』評論員論文が「沿海地区經濟發展戦略」を7回論評。
- 7月6日 國務院「台灣からの投資を奨励することについての規定」を公布。
- 8月12日 廣東省人民代表大会「經濟特区勞働条例」を採択。
- 8月25～30日 竹下登首相訪中、第3次円借款供与約束。
- 10月5日 鄧小平がケニア大統領に対して、沿海地区經濟發展戦略を強調。
- 10月23日 田紀雲が青島で沿海地区經濟發展戦略を強調。
- 11月2日 趙紫陽が外国企業家に対して、沿海地区經濟發展戦略を強調。
- 11月4日 趙紫陽が『日本經濟新聞』シンポジウム出席者に対して、沿海地区經濟發展戦略を強調。

- 12月 2日 趙紫陽が全国計画会議で沿海地区経済発展戦略を強調。  
 12月 3日 趙紫陽が沿海地区対外開放工作座談会で沿海地区経済発展戦略を強調。

#### 1989年

- 1月 3日 「わが国はすでに純被援助国になった」と『人民日報』が解説  
 1月 7日 「わが国の对外援助に新局面が現れた」と『人民日報』が解説（3日付解説と対照して読むと真意が理解できる）。  
 1月 国務院外資工作指導小組のメンバーの調整（組長田紀雲、副組長甘子玉国家計画委員会副主任、沈観人对外經濟貿易部副部長、何椿林國務院副秘書長、顧問周建南前副組長）  
 1月28日 趙紫陽が党建設研究班で講話（『人民日報』89年3月17日）。  
 2月下旬 他省から広東省に流入し滞留した人々 3万人余りが深圳市に盲流。  
 3月20日 7期全国人民代表大会 2次会議、李鵬報告。  
 4月15日 胡耀邦死去、民主化運動始まる。  
 5月 4日 五四運動70周年記念の官製集会および非官製学生デモが行われる。  
 5月15～18日 ゴルバチョフ訪中、中ソ首脳会談が開かれる。  
 5月20日 北京市の一帯地区に戒厳令布告される。  
 6月 3～4日 民主化運動に対して武力鎮圧を行う。  
 6月23～24日 13期 4中全会で趙紫陽解任、江沢民が総書記に就任。  
 10月 1日 建国40周年記念国慶節を戒厳令下で祝う。  
 11月 6～9日 13期 5中全会で鄧小平が党中央軍事委員会主席引退、後任は江沢民。  
 12月 ルーマニアでチャウシェスク体制崩壊する。

#### 1990年

- 1月11日 戒厳令解除。  
 3月 9～12日 13期 6中全会で「大衆路線決議」を採択。  
 3月20日～4月 4日 全国人民代表大会で鄧小平国家中央軍事委員会主席を引退、江沢民が主席に就任。